（統括環境保全企画官の職務）

第十五条　統括環境保全企画官は、地方環境事務所の所掌事務のうち、環境の保全に関する重要事項（自然環境の保護及び整備に関するものを除く。）の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

第十六条～第四十条　（略）

（環境再生・廃棄物対策部に置く課等）

第四十一条　環境再生・廃棄物対策部に、次に掲げる課を置く。

環境再生・廃棄物対策総括課

環境再生課

仮置場対策課

廃棄物対策課

2　（略）

第四十二条～第四十四条　（略）

（廃棄物対策課の所掌事務）

第四十五条　廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

第四十六条　（略）

（中間貯蔵部に置く課等）

第四十七条　中間貯蔵部に、次に掲げる課を置く。

中間貯蔵総括課

（削る）

工務課

輸送課

管理課

中間貯蔵施設整備推進課

土壌再生利用推進課

用地企画課

用地補償課

2　（略）

（中間貯蔵総括課の所掌事務）

第四十八条　中間貯蔵総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（削る）

二　（略）

第四十九条　（略）

（削る）

（新規）

第十五条～第三十九条　（略）

（環境再生・廃棄物対策部に置く課等）

第四十条　環境再生・廃棄物対策部に、次に掲げる課を置く。

環境再生・廃棄物対策総括課

環境再生課

仮置場対策課

放射能汚染廃棄物対策課

2　（略）

第四十一条～第四十三条　（略）

（放射能汚染廃棄物対策課の所掌事務）

第四十四条　放射能汚染廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

第四十五条　（略）

（中間貯蔵部に置く課等）

第四十六条　中間貯蔵部に、次に掲げる課を置く。

中間貯蔵総括課

調査設計課

工務課

輸送課

管理課

中間貯蔵施設整備推進課

（新規）

用地企画課

用地補償課

2　（略）

（中間貯蔵総括課の所掌事務）

第四十七条　中間貯蔵総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関すること（放射能汚染廃棄物対策課の所掌に属するものを除く。）。

三　（略）

第四十八条　（略）

（調査設計課の所掌事務）

第四十九条　調査設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　中間貯蔵施設の整備に係る調査に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に係る事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三　中間貯蔵施設の設計及び施行方法に関すること（工務課の所掌に属するものを除く。）。